



## 指名停止処分について

- 1 趣 旨 業務に関する法令違反による指名停止処分
- 2 期 間 平成29年11月2日から平成30年2月1日まで（3か月間）
- 3 業 者 東京都港区芝4-8-2  
青木あすなろ建設株式会社 代表取締役社長 上野 康信
- 4 概 要 青木あすなろ建設株式会社について、当該企業の従業員が神奈川県横須賀市の残土処分場に産業廃棄物を不法投棄したとして、平成29年9月28日に廃棄物処理法違反の容疑で神奈川県警に逮捕され、同年10月18日に横浜検察庁から起訴されたことが判明した。

坂出市建設工事指名停止等措置要領別表第25号（虚偽記載）に該当するため指名停止期間の変更を行う。

### 【担当課】

坂出市 総務部 総務課 契約係

担当者 小川 直也

TEL 0877-44-5002 （内線 143）

FAX 0877-46-4056

